

研 修 規 程

理事会は、定款第 4 条第 1 項第 2 号及び第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の研修規程を次のように定める。

（目 的）

第 1 条 この規程は、不動産鑑定士並びに不動産鑑定士補（以下、「不動産鑑定士等」という。）の品位の保持及び資質の向上並びに社会環境の変化に適応して特定の業務ニーズに対する知識・技能を修得し、その有する専門的知識及び経験を十分に発揮して公正妥当な鑑定評価を行い、もってその社会的公共的責務を果たすために、本会並びに地域不動産鑑定士協会連合会及び不動産鑑定士協会（以下、「地域連合会等」という。）が一体となって計画的体系的研修を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（研修方針）

第 2 条 本会及び地域連合会等は、高度な専門性と倫理性を追求する事業者及び有資格者の団体であることに鑑みて、不動産鑑定士等の知識・技能の修得を支援するため、及び不動産鑑定業者としての社会的公共的責務を果たすために、不動産鑑定士等及び不動産鑑定業者が必要とする研修及び情報の提供を行う。

（研修の種類）

第 3 条 この規程に基づく研修は、本会又は地域連合会等若しくは研修委員会が実施団体として認定した団体が実施する集合研修、インターネットを利用した研修（以下、「JAREA - e 研修」という。）及び自己研鑽研修を対象とする。

（研修の認定）

第 4 条 この規程に基づく研修の認定は、研修委員会がこれを行う。

（履修単位）

第 5 条 研修委員会は、第 4 条の規定に基づく研修の認定に際して、研修ごとに履修単位を設定する。

（研修の区分）

第 6 条 研修委員会は、集合研修及び e 研修の実施に際して、受講の計画等に資するため、研修の区分を設ける。

（研修実施計画）

第7条 研修委員会は、定款第57条の規定に基づく事業年度を研修実施期間とし、当該研修実施期間の開始前までに、当該実施期間に係る研修実施計画を決定のうえ、公表しなければならない。

(研修の受講義務)

第8条 本会会員である不動産鑑定士等は、原則として、研修実施期間ごとに15単位(以下、「履修義務単位」という。)以上の研修を受講しなければならない。

(実施記録等)

第9条 研修委員会は、本規程に基づき実施した研修結果については、すべて記録管理(「受講記録簿」の作成を含む。)するとともに、毎年理事会へ報告しなければならない。

2 実施記録は、不動産鑑定評価の需要者及び社会一般の便に供するため、所定の方法により公開する。

(特 例)

第10条 集合研修及びe研修については、原則として、会員ではない不動産鑑定士等も受講することができる。

(所掌委員会等)

第11条 本会がこの規程に基づき実施する研修については、常設委員会規程第1条の規定に基づく研修委員会が所掌する。なお、次の各号に係る事項の詳細については、第13条の規定に基づく細則を踏まえて、同委員会で定める。ただし、この規定に基づく研修制度の運営上重要な事項については、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 各研修の実施の詳細(第3条関係)
- (2) 研修の認定に係る基準(第4条関係)
- (3) 履修単位の認定に関する基準(第5条関係)
- (4) 研修実施に際して受講計画等に資するための研修の区分の設定(第6条関係)
- (5) 研修実施計画及び同計画に掲げる項目(第7条関係)
- (6) 研修実施期間毎に予め定める履修義務単位の設定(第8条関係)
- (7) 履修義務単位の受講免除要件(第8条関係)
- (8) 実施記録の公開方法(第9条関係)
- (9) その他研修に関する軽微な事項

(守秘義務)

第12条 研修委員会委員及び事務局職員は、この委員会により知り得た事項につい

て、正当な理由がなくこれを他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は研修委員会委員又は事務局職員でなくなった場合においても同様とする。

(補 則)

第 13 条 この規程の運用に必要な研修の運営上の細則については、業務執行理事会の議を経て、会長がこれを定める。

附 則 (令和元年 5 月 22 日制定)

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日よりこれを施行する。
2. 従前の研修規程 (平成 24 年 12 月 4 日制定) については、これを廃止する。